

第 31 期
東京都青少年問題協議会
第 4 回専門部会
(若者支援部会)

平成 29 年 12 月 19 日 (火)

都庁第一本庁 25 階

「115 会議室」

○青少年課長 それでは、お待たせいたしました。少し早いのですが、ただいまから東京都青少年問題協議会第4回専門部会（若者支援部会）を開催いたします。

本専門部会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日もご出席いただいております委員の方は7名となっており、必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本専門部会は原則公開となっております。議事録につきましても、同様の扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、本日の資料の確認をいたします。お配りいたしましたものは、次第がございます。その次に、資料1といたしまして、「第3回専門部会（若者支援部会）での委員ご発言における主な論点」、ご講演いただく資料といたしまして資料2、事務局説明資料として資料3-1、3-2、また、資料4-1、4-2、最後に部会名簿を添付してございます。参考資料といたしまして、第3回専門部会の議事録、それから、公益社団法人青少年健康センターのパンフレット、「メルクマールせたがや事業報告書」、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」のリーフレット、八王子市「青少年サポートネット・はちおうじ」のリーフレット、その他オブザーバーの皆様からの資料を配付してございます。

また、本日は、部会のオブザーバーといたしまして、福祉保健局総務部企画政策課長の代理で、少子社会対策部家庭支援課統括課長代理の横森幸子様にお越しいただいております。また、教育庁指導部指導企画課長建部豊様、産業労働局雇用就業部若年者就業推進担当課長小澤力様、警視庁生活安全部少年課長の代理で、少年相談担当課長代理の藤井貢様にもおいでいただいております。

それでは、その後の進行につきましては、古賀部会長へお願いしたいと思っております。古賀部会長、よろしくお願いたします。

○部会長 古賀でございます。よろしくお願いたします。

今日は夕刻からの開催ということで、円滑な議事の進行をお願いしたいと思っておりますので、ご協力方よろしくお願いたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

まずは、次第の2ということで、第3回の専門部会（若者支援部会）における検討状況について、事務局からご説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○青少年課長 それでは、資料1の第3回専門部会（若者支援部会）での委員ご発言における主な論点というところをご説明したいと思います。

前回は、ひきこもりの若者への自立支援ということをテーマにいたしました。この中で、委員から1ポツ目でございます。主に思春期問題あるいは家庭問題と呼ぶこともあるかと思いますが、この問題としてのひきこもりの場合と統合失調症の場合とがあり、後の対応が異なるために、早期に適切に見立てることが重要であると。医療が必要か否かを見立てることになりますので、本人が精神科医にうまくつながらないことが課題になっているというところでございます。地域の社会資源等の状況を把握し、訪問活動も行える保健所の果たす役割は大きいと。保健所を介して、精神保健福祉センターにつながるなど、適切な保健・医療につなぐ方策が必要と。また、ひきこもりの長期化につきましては、根底に家族内の依存関係がある場合があり、家族療法的なアプローチが必要な場合もあるというご発言があったかと思えます。

2ポツ目でございます。ひきこもりの支援の現状といたしまして、福祉・医療的支援と労働施策との間の空白地帯と呼ばれるものが見える部分がございます。施策が少ないと。地域の実情に合わせて支援策を講じ始めている区市町村に、民間支援団体が培ってきたノウハウとうまくコラボをする工夫が必要ということが重要ということでございます。

また、3ポツ目でございます。民間支援団体は、もともとやっていた活動等により得意分野、不得意分野があり、対象とする年代、タイプ、アウトリーチ等の手法に大きな違いがある、行政の相談窓口は、民間支援団体に関する情報を多く持つことが必要である。区市町村では、地域の民間支援団体を開拓する必要もあるというご発言がありました。また、広域自治体としての都では、ひきこもりの若者本人や家族が、居住地以外の他の自治体の社会資源を利用したいとのニーズを持っている場合があることも踏まえ、都内の地域資源・社会資源の情報を集約し、区市町村に情報共有をすることが必要であると。マップ化、バンク化というご発言もございました。また、広域自治体としての都には、複数の自治体が連携をして支援を行おうとする場合に、調整役を果たすことを期待するというご発言もございました。

裏面に移ります。ひきこもりの若者の早期発見・早期対応は重要であり、その観点から、相談者を掘り起こすことが必要であると。また、行政は、民間支援団体と連携し、民間支援団体の支援の存在や取組を広く周知することが必要であると。また、行政自身も相談者に必要な情報が届くよう、相談窓口や事業の広報が重要であるというご発言がございました。

最後に、「その他」と位置付けてございますが、関係者や支援者が集まるケース検討会議を開催するということが非常に重要だと。複数の立場、職種で問題を共有することに役立つというご発言がございました。

このようなご発言でございます。以上です。

○部会長　まとめていただいて、ありがとうございます。

前回、河野委員を始め、成仁病院院長の春日先生、それから江東区の青少年課長の小林さんからもお話いただいております。前回、意見交換の時間が少なかったというふうに記憶しておりますので、ここで改めてご意見のある方からいただければというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

もし無いようでしたら、今日引き続いて、次第3でご講演をいただきますので、それと関連付けて、またご意見をいただくということでいかがでしょうか。

それでは、次第の3の「民間支援団体と区市町村の連携による支援について」ということで、井利委員のほうから資料2に基づいて、ご講演をいただきたいと思っております。井利委員の発表の後に、もう一度、質疑の時間を再度取りますので、よろしく願いいたします。井利委員からお話いただくことは、先ほどのこととも非常に関連していると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○井利委員　青少年健康センター茗荷谷クラブの井利と申します。よろしく願いいたします。

今日は、メルクマールせたがやの施設長として、メルクマールせたがやが開所して4年目を迎えるんですけれども、そういった実績の報告と、それから、どんな方が来ているのかとか、そういうことと、それから世田谷でやっている子ども・若者支援協議会というものがどういうふうに進んでいるのかというお話を中心に、それから見えてきた課題等をお話しさせていただきたいと思っております。

資料2のほうの資料と、それから、お配りしておりますメルクマールせたがや事業報告書、こちらのほうにはほぼデータが載っているんですけれども、こちらのほうも少し見ながらいきたいかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

民間支援団体と区市町村の連携による支援についてということで、メルクマールせたがやの連携支援の取組について、お話ししたいと思います。

まず1ページ目ですけれども、メルクマールせたがや設立の経緯なんですけれども、こち

らは、子ども・若者育成支援推進法が平成 21 年 7 月に成立されまして、それに伴って、これまで手薄だった中高生世代から 39 歳までの若者支援をやらなければいけないと、これが命題だということと、それから、若者サポートステーションに来所する若者たちというのがあるんですけども、彼らがどうも停滞をしてしまって、なかなか就労に行けない。ここは何かそこに間の場所が必要だということで、社会参加、就労等の準備のための土台づくりの場所として、メルクマールせたがやを設立しようということになりました。

こちらのほうの特徴としては、若者サポートステーションと、それから、メルクマールせたがやが一体になって、こちらの図にありますような場所に設置されているわけなんですけれども、若者総合支援センターとして、ひきこもり等生きづらさを抱えた若者の支援と地続きであるせたがや若者サポートステーションとの一体的・伴走型支援をやっているところから始まっております。

次のページに行ってくださいまして、メルクマールせたがやの活動内容として、相談部門、居場所部門、家族会部門、アウトリーチ部門というふうにありますけれども、読んでいただければと思うんですけども、特徴としましては、臨床心理士による専門的カウンセリングを行うということと、それから、居場所支援といったものを非常に重視している点、それから、家族会部門として家族相談、それから家族会といったものを主催し、アウトリーチといったものを今年度は注視してきたということがございます。

3 年が経ちました。平成 26 年 9 月に開所されたんですけども、メルクマールに、どんな若者が来ているのかというところを少しお話しさせていただきます。

まず、「どこにも行き場のなかったグレーゾーンの若者たち」というふうに書きました。こちらなんですけれども、医療関係・保健福祉関係を利用しながらも、デイケアとか、それから医療に完璧につながることができなくて、どこへ行ったらいいのかわからない。でも、普通に就労、例えば週 5 とか 9 時 - 5 時で就労することもできないといったような若者たち、しかも、中高生世代から 39 歳のどこにも行き場のなかった、いわゆるグレーゾーンと私たちは呼んでいるんですけども、そういった若者たちが多くつながってきたということで、こちらが 56%、ほぼ半数以上の若者がそういった状況でつながってきております。

何らかの精神疾患を抱えていて、通院や通院歴のある若者が多くおります。

それから、前回、河野さんのお話にもあったんですけども、やはりそういった意味では、福祉医療と、それから労働施策の狭間にいる方というのが非常に多くつながってきていると

ということになっておりまして、実は、そういった若者たちは、今までどこに行っていたんだろうというところで、非常にメルクマールが開設された意義というのは、大きいものがあるということがだんだん見えてまいりました。

通院歴のあるとか通院のある若者が多くつながってきているということなんですけれども、メルクマールでは、紹介を受けた関係機関が計 105 件というところで、データを申し上げますと、平成 28 年度登録者数が、280 家庭になっているんですけれども。報告書のほう、後で見ていただければと思うんですけれども、今現在、340 家庭ぐらいの方が来ているんです。家庭数なので、数からいくと、親子で来ている方もいらっしゃいますし、親だけの方もいらっしゃいますしということで、数としては 1.5 倍ぐらいの数になるかなと思います。相談件数 2,476 件なんですけれども、このうちの紹介を受け、関係機関から来ている方が 105 件、それから、後々メルクマールと並行利用機関が 150 件というふうになりまして、非常に複合的な問題を抱えた方たちをこうした形で連携しながらつなげているというところが特徴かなというふうに思います。

次のページに行ってくださいまして、「メルクマールに来ている若者って？」というところなんですけれども、まず、大人たちの若者観の再認識が必要というふうに書かせていただいたんですけれども、非常に彼らは規範意識が強い方が多い。自責感が強く、どちらかというところ、何か欠けているとか怠けているとか、そういうことではなくて、逆にこうでなければならぬという気持ちが多過ぎて、足りないのではなくて、むしろ過剰に多過ぎるがために、身動きがとれなくなっている若者というのが非常に多いというところで、何かひきこもりというところ、怠けているんじゃないとか、そういった認識がまだあるようなんですけれども、そうではないんだということを訴え続けてきていて、今後もそれを言っていかなければならないというふうに思っています。

彼らが求めているのは、実はリカバリーという言葉をよく使うんですけれども、このリカバリーという言葉は、本来の自分を取り戻すというふうにおっしゃるんですね。復旧とか回復とかという意味なんですけれども、本来の自分を取り戻し、そうしないと、生きる意欲とか、それから、社会に出ていく意欲といったものが無くなっている状態であって、なかなか人を信用、信頼できない怖さもありますし、そもそも自分が存在していることが不安だといったような方たちが非常に多く来ております。

ですので、端的に言ってしまいますと、働かなければならないというプレッシャーからま

ずは解放してあげること、働かなければならないとか学校にもう一回行かなければならないといったようなプレッシャーからまずは開放して、そして、それから自分を取り戻しつつ、悩んで自分で決めていいという自己決定という猶予の保障が必要だということを強く感じております。

次に、「メルクマールに来ている家族って？」というところなんですけれども、親御さんたちの主訴で圧倒的に多いのが本人との関わり方で、どういうふうに接していいかわからないと訴える親御さんが多く、相談件数の50%以上が親のみの相談です。ひきこもっているの、なかなか家から出てこれないという方たちで、どういうふうに接したらいいのかわからないというところなんです。その親御さんを見てみますと、実は、精神疾患を抱えている親御さんがいらっしゃるとか、「機能不全家族」というふうに書いたんですけれども、これはいわゆる世代間境界というヒエラルキー、親は親として、子は子としていったような家族の機能が不全というか、その機能がきちんとなっていないという家族が多い。それから「コミュニケーション不全」、一緒には住んでいるんですけれども、一言も口をきいてくれないとか、全く会話がないうちというの、たくさんあります。全般的に言って、「希望が持てない」ということですので、元気がないです。非常に疲れている。疲弊感が漂っていて、ちょっと諦めっぽいという感じになっています。

もう一つあるのは、医療機関とか、いろんなところへ行ったんですけれども、うまくつながらないし、何ともならない、どうしようもないんだ、どうせといったような不信感といったものを非常に強く持っている方が多いかなと思います。

ですので、こういった家族を支援するには、やはりエンパワーメントというふうに言うんですけれども、家族が持っている潜在的な力を何とか引き出していくということと、それから、家族が私たちが支援をやる時のパートナーであるという位置付けで、家族支援をやっていく。家族面接、それから家族会、交流会といったものを行っております。

親は罪悪感によって子供を支えることはできません。まずは、罪悪感を取り除いて、親も支援スタッフ、私たちと一緒に支援スタッフとして誇りと自信を持って、当事者のひきこもりの方に伴走でき、支援ができるという心境になるということ、家族支援では目指されるべきところかなと思っております。

次のページに行ってくださいまして、ここからは、子ども・若者支援協議会について、お話ししていきます。

図を示しておりますので、こういった形でなっているんだなというふうにちょっと見ていただければと思うんですけれども、代表者会議、それから実務者会議、それから個別ケース検討会議という三つのものから成り立っております。実務者レベルの会議の中に、丸が三つあるんですけれども、不登校・ひきこもり支援部会と、それからひきこもり・就労支援部会、あと思春期青年期精神保健部会、この三つの部会がありまして、メルクマールでは、不登校・ひきこもり支援部会とひきこもり・就労支援部会の事務局として、こちらの部会を運営しております。部会については、また後々のところでご説明させていただきます。

次のページに行ってくださいまして、世田谷区若者支援ネットワークがこういう形になっておりますので、見ていただければと思います。

子ども・若者支援協議会で中心となって動いていくということと、それから、そこをうまく回していく、連携を強めていくために、不登校・ひきこもり支援部会と、それから、ひきこもり・就労支援部会といったものを運営しているんですけれども、まず、不登校・ひきこもり支援部会について、どんなことをやって、どういうふうに行っているのかということをご説明させていただきます。

こちらは、平成 27 年度、新たに若者支援連携部会が設置され、その一環として、平成 27 年 11 月から発足しております。目的としては、不登校・ひきこもり等生きづらさを抱えた 10 代の若者への支援ということで、不登校・ひきこもりということなので、10 代の若者を中心に見ていきます。それから、一番大事なところなんですけれども、10 代の若者への切れ目のない支援とネットワークづくりということ、それから、各機関の事業内容の把握や事例検討を通じ、課題やノウハウの共有ということを行っております。

次のページに行ってくださいまして、実際にどういうふうに行っているのかというところなんですけれども、そちらに支援部会と、それから、その下に構成機関及び事務局を載せさせていただきます。

まず、平成 27 年度、とにかく顔が見える連携を目指そう。この人にこの方を紹介したい、この人と一緒に連携をしながら、この一人の何を何とか支援していきたいということをするためには、やはりみんなが、仲よく顔が見える連携をしていかなければならないので、お互いを知り合うということが大切だということが一つ。

それから、事例検討ですね、メルクマールでいらっしやっている方々の事例を通して、そして、各機関それぞれ専門職なので、各機関の方がどういったそれに関する理解をしてい

くのか、専門的な目からこの事例はこういうふうに見えるといったような理解と、それから、それを踏まえてのこういうことがうちではできますよといった機関紹介ですね。

それから、各機関ができること。メルクマールではこういうことができますし、こういうことをしているんですけれども、でも、違う機関ではもっと専門的にこういうことができるし、こっちはこういうことができますよといったようなことの、できることの意見交換を 27 年度は中心にやってまいりました。

構成機関のところを見ていただくとわかると思うんですけれども、例えば、障害者地域生活課、これは発達障害コーディネーターの方が来ております。それから、その下の子ども・若者部児童課、これは児童館の館長さんたちですね。それから、教育相談・特別支援教育課総合教育相談室という枠組みの中で、教育相談の方とか、それから、スクールソーシャルワーカーですね、SSWの方がいらっしゃってくださっています。それから、世田谷の児相。それから、チャレンジ校の世田谷泉高校の方。それから、東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課というふうに言っていますけれども、こちらはYSWですね、ユースソーシャルワーカーの方も来てくださっております。それから精神保健福祉センター、医療関係の方、それから療育、それから自閉症協会のみつけばといったような方と、それから、特徴になっているのが、NPOのまひろさん、それから、こちらは東京都自閉症協会のみつけばというみつけばルームというところがあるんですけれども、自閉症の方を見ているNPOなんですけれども、そういった民間のNPO団体も入れて、これは全部で総勢 36 名になるんですけれども、こういったところで不登校・ひきこもり支援部会を開催しております。

28年度の報告というふうに書いてありますけれども、やっているのは事例検討と、それから、人数が多いので、10人ぐらいの各グループに分かれて、そして意見交換と事例検討をやるということをやっております。12月6日は、10代の若者への支援ということで、支援者が若者と出会うときに、一人一人がどんな気持ちで出会っているんだろうかといったようなことのグループ検討とか意見交換をしました。一人一人がいろんな思いを持って、若者に関わっているんですけれども、そういったことを顔を見ながらお話し合いができたというのは、非常に大きかったかなというふうに思います。

2月28日は、世田谷泉、チャレンジ校ですけれども、ここの事例を発表していただきました。他職種で連携することの利点や効果といったことです。

それぞれの機関で気になっているケースを募って、検討会をしようということと、それか

ら、もう一つ、不登校・ひきこもり支援部会構成機関別事業一覧の作成に取り組もうということが決まってきました。

その下の段なんですけれども、そういういろんな意見交換を抜粋したものがこちらになります。

有効な連携について、ケースと一番つながりのある支援者・機関が中心となって連携をコーディネートし、いろんな人を集めていくということになります。それから、リファー前の機関同士の情報共有が必要だということ、複数機関の担当者同士が集まって、全体として支援方針、役割分担を検討・決定する。これが後に説明いたします個別ケース検討会議といったものをどういうふうに回すかというところの話し合いも進めてきました。

切れ目のない支援ということで、10代の若者を切れ目なく支援していくことにおいては、やはり学校在籍中からの支援ができる仕組みづくりが必要だろうということ。それから、いろんな機関を回ってきて、いろんな不信感を持ちながら、どうしようかというふうな方々が多いので、相談歴、利用歴がわかる共通の一覧表があるとよいのではないかとということと、それから、先ほど言いましたような支援部会構成機関別事業の区民向けの情報発信をしていくこと、たらい回しにされるのではなく、ここへ行けば、こういった世田谷区では各機関が連携をして、やってくれているということが一目でわかるような冊子を作ろうということで、まだ今、作成途上にあるんですけれども、作っていこうという話し合いをしていました。

それでは、次のページに行ってください、ひきこもり・就労支援部会の説明をさせていただきます。

こちらは、ほぼ事例検討ですね、その下の段を見ていただくとわかるんですけれども、4回開催しているんですけれども、1回目3ケース、2回目3ケース、3回目3ケース、4回目2ケースということで、ケースの本当に事例検討を中心にやっております。構成機関及び事務局という上の段なんですけれども、メルクマールせたがやが事務局となって、生活福祉担当課とか、それから、「ぷらっとホーム世田谷」というのは、生活困窮の方たちも一緒に入れて、連携していく必要があるというところでやっております。あと、ハローワーク渋谷さんにも入っていただいております。

では、次に行ってください、平成28年度の報告というところで、こういったことが報告されております。サポステとメルクマールの事例と、それからUNIさんというのは発達障害の就労支援をやっている世田谷区にある機関なんですけれども、それから、「三茶おしご

とカフェ」といって、就労に向けての支援をやっているところなんです、こういったところの事例検討を行っております。

2016年度事例において共通するのは、障害者及び障害が疑われる利用者への支援が難しい。非常に実は障害が疑われる利用者という方がたくさんサポステ、メルクマール、UNIさん等々にやってくる。そういう方が非常にサポステでは特に難しさを感じているということと、それから、これは世田谷の特徴なのかもしれないんですけども、経済的な余裕があるがためと申しますか、何か困り感が感じられないケースを、どういうふうに親も、それから、ご本人も取り込んでいくかということの難しさがあるということが、サポステより報告されております。

それから、メルクでは、家族関係、対人関係、過去の外傷体験など、非常にひきこもりの背景に複合的な要因を抱えているケースがほとんどで、そうなってきますと、やはりどこか1カ所でやるということは非常に難しいし、余り意味がない。その人の生活全体を見ていかないと、背景が何なのか、家族関係も対人関係も、それから経済的なものも、あるいは障害といった病気といったものも、その人全体を、生活全体を見ていかないと、就労に結びつけることが非常に難しいということが明らかになってきております。

ですので、それぞれの機関が、じゃあ、自分たちがその全体の中でみずからの立ち位置を明確にしながら、しかも、その人一人のためによりよい連携をしていくことが必要だろうということが共有されました。

29年度なんですけれども、こういったところから、就労支援を必要とする生きづらさを抱えた若者の支援においては、他機関、多職種連携ケースの事例検討会をもっともっとブラッシュアップして、そしてチームとして複合的な困難のある若者の支援に向けて、就労、精神保健、障害者支援など、各分野のネットワークの構築をますます図っていかねばならない、まだまだ途中だなという感じはしております。

そのための方策としては、やはり事例検討を中心としてやっていくことが理解を深めるには非常に有意義だということ、そういったことで、関係機関連携を強化していくということで、なかなか事例検討といっても、じゃあ、これで検討したからそれで終わりということではなくて、そのケースはずっと続くわけですし、また、どんどん変わっていくわけですので、年間を通した継続性、連続性を持たせた事例検討会を行うことで、支援経過を縦断的にたどって支援方針の妥当性を図っていくことができるのではないかと、今進め

ております。

次に、個別検討会議についてのお話なんですけれども、まず、そういったことをやるに当たっては、非常に個別ケース検討会議といったものが重要だということなんです、なかなか個別ケース検討会議ってどうやってやるのかなとか、それから、どういうふうにつながりについても、つながりのつながりの部分なんです、個別ケース検討会議というのは。そのつながりのつながりの部分というのが、実は一番手間がかかって、一番難しいんですが、そこを個別ケース検討会議を行うことによって、どういうふうに進んでいけるかなというところを今、見ているところなんですけれども。

目的としては、対象者に直接関わる各関係機関、担当者の密な連携、「スクラムを組む」と書きましたが、前回、坪井先生のお話でスクラムという言葉がとてもいいなと思って、ここで使わせていただいております。

それから、対象者への具体的な支援を検討、協議、役割分担。本人不在にならないようなチーム支援ということ、チーム支援とスクラムを組むというところで、個別ケース検討会議をやっていくということなんです。実際、各機関が集まって、時間をとってやるということがなかなか大変なんですけれども、でも、こういったところで、部会でいろんな共通認識を持ちながら、みんなでやっていこうというような機運がだんだんできてきているふうに思っております。

個別ケース検討会議なんですけれども、平成 26 年度は 11 回、27 年度が 17 回、28 年度 32 回行うことができました。29 年度、4 月から 10 月で今、14 回ですね、個別ケース検討会議を行っております。

下のところなんですけれども、現場レベルで起きている若者の就労支援の課題を整理し、代表者会議につなげていくということが必要かなというふうに思っています。

次のページに行ってください、「より良い連携をめざして」と、ちょっとこんな図を描いてみたんですけれども、どういうことが言いたいかというと、個別ケース検討会議をこれから実務者会議にどんどん上げていきたいという思いがありまして、事例検討を通して、よりよいつながり方の議論や精査をし、そして、関係機関連携による質の高い支援を実現をしていくということ、それをそういったことを含めて、現場レベルで起こっているいろいろな制度の狭間とか落ちこぼれている部分とか、そういったものを代表者会議に提言し、そして、それをまた個別ケース検討会議とか実務者会議に回していくといったような循環してやってい

くイメージをちょっと書いたものがこれになります。

以上が連携、それからメルクマールの大体と、それから連携へというところを説明させていただいたんですけれども。時間が余らないので、見えてきた課題というところで、ちょっとこういったものを踏まえて、29年度やっているんですけれども、まとめさせていただいたのが次からになります。

まず、不登校問題です。メルクマールに来所した方の約 68%が不登校経験者であるということが、この 3 年以上の実績の中から見えてきております。報告書の 27 ページにそういったデータ表が載っております。不登校経験者というのは、お話を聞いてみると、その中の多くの方は一旦は高校進学あるいは通信制の高校に行ったり、単位制の高校に行ったり、サポート校に行ったりして、大学進学を果たしたものの、中退ですね。ほどなくして行けなくなるケースが非常に多いということなので、高校に行ったからいいよねということでは済まなくて、入学式は行ったんですけれども、入学式に行っただけで、その後は全然行けていない方とか、そういったケースが非常に多いという印象があります。

ですので、中学卒業、それから高校卒業というタイミングで、非常に支援が途切れてしまうという事態がどうも起こっていると。やはり先ほどの不登校・ひきこもり支援部会でもお話が出ましたけれども、たすきをつなぐように、中学の在学中から何かやはりちょっと心配だねという方をメルクマールにつないでいただきながら支援をしていくという、そのたすきをつなぐように支援をしていくことが必要なんだろうということが見えてきているんですけれども。まだまだそこがスムーズにいつているかというところ、そうではないかというところが課題になっているかなというふうに思います。

それから、次のページに行ってください、ひきこもり期間の長期化というところなんですけれども、ひきこもり期間が 7 年以上の方がこちら報告書の 24 ページですかね。ひきこもり期間の長期化ということで、7 年以上の方が下の表なんですけど、20%というところで、非常にやはり多いですね。ひきこもりが長期になると、より動きにくくなるというのが、39 ページを見ていただいてよろしいでしょうか。38 ページ、39 ページなんですけれども、3 年以上ひきこもっている方と、それから 3 年未満の方と分けてデータを出して、それをデータ化したものがこちらの表になるんですけれども、ひきこもりが長期になればなるほど、より動きにくいということは、土台づくりに時間がかかる。支援に非常に時間がかかるということが明らかになってきております。こちらからやはり早期支援の必要性といったものが必

要だなということが見えてきております。

その下にありますように、今、ひきこもりの高齢化問題があります。ひきこもりの長期・高齢化問題の背景にやはり不登校経験とか中退問題があって、その早期にネットワークをつくり、たすきをつなぐように支援をしていくことが予防になるだろうというふうに考えております。そのための早期支援の必要性、切れ目のない支援、それから、ネットワークづくりが必要だなというところが課題となっております。

ということで、次のページの 29 年度の取組として、ティーンズサポート事業といったことをやっております。まだまだ途上なんですけれども、教育機関との連携をして、各機関の支援機能をメルクマールで引き継ぐ。教育相談とか不登校親の集いとか、メンタルフレンドとか、また、適応指導教室「ほっとスクール」といったことがあるんですけれども、そういったものの支援をうまくメルクマールといったところに引き継いでいって、切れ目のない支援をすることが必要であるというところで、今、こういった取組をしております。

課題 3 としては、生活困窮者・家庭への取組ということで、まだまだ生活困窮の方がメルクマールに訪れるということが割と少ないんですね。これは、世田谷区の特徴なのか、ちょっとその辺は私にもよくわからないんですけれども、今後、非常に長期のひきこもりだったりとか、年齢が高くなるといったことにも関係すると思うんですけれども、生活困窮の問題が出てきますので、これは非常に生活全体を見るためにも、生活困窮しているのに、じゃあ、メルクにおいでとか支援機関に行きなさいと言っても、いや、交通費もないでしょうといったような、そういった状態もあるわけですので。そういったところで、ぷらっとホーム世田谷というのが生活困窮支援をやっているところなんですけれども、もっと連携を強化していくということをやっていきます。

それから、最後の課題 4 になるんですけれども、これは指定機関として、部会を運営をさせていただいているんですけれども、まだまだ試行錯誤の状態ではあるかなというふうに思っていますので、指定機関として個別ケース検討会議の開催、それから、こういった部会の運営をやりつつ、区民にわかりやすいネットワークの広報もしていく必要があるかなというふうに思っております。

それから、その下の課題 5 なんですけれども、若者総合支援センターなんですけれども、こちらの「グランドデザインの発展的再構築」というふうに書いたんですけれども、実は、これは今、大きな問題になっていまして、若者総合支援センターって何をどういうふうにする

ればいいのかなどということをもう一回ちゃんと問い直そうということ、区の若者支援担当課の方と、それから私たち、サポステの方たちと、今、グランドデザインを考える会というものを開催しております。

これはどういうことかという、まず、その下の部分なんですけれども、若者は生きづらさとか元気系、生きづらい若者とか元気な若者というふうに二分化して支援をするのではなくて、そのグラデーションの中にある元気に見えてもやっぱりいろんな問題を抱えていたりする方もいらっしゃる、いろんなグラデーションがあって、そういう中を行き来して、そういう方たちが居場所みたいところで一堂に会することによって、いろんな刺激を与え合いながら、あの人はこうやって就労に向かったんだとか、こういうふうになっている人もいるんだといったような刺激とか、それから仲間同士でいろんな話をしながら、いろんなグラデーションの中の人たちがいて、そういう中で行き来することによって、やっぱり成長していくというので、ステップアップしていくというイメージよりも、何か地続きの中でそれぞれがいろんな刺激合いをしながら、そこに化学変化みたいなのが起こって、そして成長していく。自分が自分らしく生きる道を選んでいけるなどということを感じておりますので、そういった意味では、ステップアップのモデルではなくて、何か地続きのモデルといったもの、しかも、入り口と出口がきちんと見えて、ああ、きっとこういうふうになっていけばいいのかとか、それから、ここに来れば何とかなるかなといったような若者総合支援センターを目指すために、サポステさんと、それからメルクマールと、それから、もう一つ、青少年交流センターって元気な若者が来る児童館の青年版みたいな交流センターがあるんですけれども、そこと三者になって、あと区の方と一緒にグランドデザインの構築といったことを今、話し合っているという状態です。

なので、なかなかまだまだというところもありますが、いろいろ見えてきたことをここで報告させていただく機会をいただいて、非常に嬉しく思っております。

以上になります。ありがとうございました。

○部会長 どうもありがとうございました。

大変詳細な、また建設的ないろんな活動の様子を報告していただきまして、どうもありがとうございました。

では、今、井利委員からご発表いただきました内容について、何かまず、ご質問がありましたら。あるいはご意見でも結構ですが、出していただければと思います。いかがでござい

でしょうか。何でも結構でございます。

○坪井委員 ありがとうございます。大変希望の持てる活動をしていらっしゃるということで、すごく嬉しかったんですが。幾つかちょっとまとめて聞かせていただいて、お答えいただければと思います。

今、ちょっと私は質問しようかなと思って事例を見たら、事例の中にあっただんですが、医療機関との連携はどうかさっているのか。つまり、自傷とか自殺未遂とかというようなことまで生きづらさがいったしまった場合に、医療機関との連携はどういうふうにされているのかというのを伺いたかったことが一つと、それから、家族から離れなければならなくなっている、児童養護施設ですとか、そうしたグループホームですとかで、家族の支援が期待できない若者支援の場合、施設職員などとの連携をなさっておられるのかというようなこともちょっと伺いたかったことです。

それからもう一つは、言葉の使い方なんですけど、他機関の「た」を「他」という字で使っているんですけど、これは一つの機関から見てのほかの機関との連携という意味なのか、多くの機関という、私たちの場合は多くの機関というので他機関の「た」を「多く」というのを使うんですけど、どっちがいいのかなというのをちょっとご意見を伺いたかったということでもあります。

○部会長 じゃあ、井利先生からお願いいたします。

○井利委員 ありがとうございます。

医療機関の連携に関しては、医療機関から紹介されてきた場合は、必ずまず主治医の方と連絡を取り合って、どういうふうにしたらいいかということをやります。それから、居場所に例えば入りたいといったような場合も、主治医から意見書を、フォーマットを作っていて、そういった意見書をフォーマットを渡して、それに書いていただいて、そして、オーケーであれば、居場所支援をやるという形で、かなりそこら辺は密に連携をさせていただいているかなと思うんですけど、医療機関によっては、そこに行けばいいんじゃないぐらいの感じになっているところもあると思うんですけど、そうではなくて、こちらのほうからも積極的にどんどん電話をかけて、こういう状態なんですけれどもといったようなことをさせていただいているかなと思います。

ただ、そういったところがありますので、非常に居場所に入るのに今、一つは敷居が高くなっているというのがあるんですね。そういった意見書を必ず医療機関にかかっている方は

必要なので、しかも、今、申し上げたように、医療機関とか通院歴のある方が非常に多いので、そういった方たちの居場所になっているので、そうすると、非常に敷居が高くて、もうちょっと元気な子がなかなか来られないといったような、そういったようなことも起こっているので、先ほど申しましたように、このグランドデザインを考える会では、もう少しサポステと今、メルクの居場所を使っている方たちというのは、医療機関にかかっている方が多いので、その間の何か地続きになるような、そういった居場所をまた新たに設置していく必要があるかなというふうにはなっていますね。というのは、多分、メルクマールが非常に専門機関だという、臨床心理士が常駐している、ほぼ全員臨床心理士なんですけど、専門機関だということ、そういう方たちが多く紹介されてくるのかなという感じはしております。

それからあと、家族の支援が期待できない方というのは、なかなか難しいですね。今、フェアスタートといって、別の事業があるんですけども、そこと何とかうまく連携をしていくという必要がある。養護施設を出た方たちの就労支援をしたりとか、それから、住宅を提供したりといったような、そういった世田谷はまた別の取組を子ども・若者部でやっているんですけども、そこと今後、うまく連携をとっていくということが必要になってくるかなというふうには思っております。なかなか家族がいないし、誰もいないんですけども、メルクマールにぱっと来るということが今、少ないので。そういったところの広報とか、どういうふうにやっていけばいいのかなというところも重要課題かなと。ありがとうございます。

あと他機関ですけども、多い機関のほうがいいかと思えます。ありがとうございます。

○部会長 よろしいでしょうか。坪井先生。

○坪井委員 はい。

○部会長 いかがでしょう、ほかに。今、随分具体的なお話がありました。

ちょっと今のご回答の確認なんですけど、つまりメルクマールのところには、医療関係に関わったケースの若者が寄ってきてしまうので、そういう人がいる分、ほかの人が敷居が高いということになるということなんでしょうか。つまり、医療的な治療経験を持った人がそういうある種の等質性の高い人がそろると、ほかの人は入りにくいという意味でよろしいんでしょうか。

○井利委員 そうではなくて、居場所に入れるときに敷居が高くなってしまふ。だから、誰でも来ていいよというふうになりづらくなってしまっているということですね。やはり意見書

とかが必要ですし、あと、必ず相談を入れるというふうになっているんですね。相談をして、そしてタイミングを見て居場所に入ったりというような、必ず居場所に入る方は相談もするという仕組みに今、なっていて。それはなぜそうしたかという、やはりいろんな方が来てしまって、本当に必要な方が来られなくなってしまう場所になってはいけないなということで、そういった形でちょっと敷居を高くしたんですけれども。蓋を開けてみたら、そういういわゆる医療にもかかっていないけど、ちょっと困っているんだなみたいな人は余り来なくて、ほとんどが医療機関とか、そういった精神保健福祉とか福祉課の方の紹介が非常に多いというのが、何か現実、そういうふうになっているんですね。なので、ここをちょっと再考していこうというふうになっていて、もっと誰でもが来られる場所で、しかも、そういうふうにきちんと守らなければいけない方たちもいらっしゃいますので、そういう方たちと、それから、もう少し医療機関にもかかっていないけれども、ちょっと困っているんだよね、行き場所がないんだよねみたいな方たちが来られる場所を同時に地続き的に作っていく必要があるかなという議論を今しているところで、これは本当に始めてみてわかったことですね。

こういうグレーゾーンの方がたくさん必要としているんだなということが、そういう方たちは医療のほうでデイケアとか行っているのかなと思いきや、そうではなくて、たくさんそういう場所を必要としている方がいらっしゃるんだなということが見えてきたかなというふうには思っています。

○部会長 わかりました。そうすると、今、診断等の書面があると、そういう一段階敷居が高くなって、また、そういう人たちが今は集まりがちだということですよ。

ほかにいかがでしょうか、幾つか出てきましたが。どうぞ、忌憚なくご質問。

じゃあ、土井先生。

○土井委員 3ページの資料の下段にあります家族の中で、機能不全家族、少しお話しただいたんですが、ちょっとわかりにくかったので、もう少し具体的にどんなものを指しているのか、ご説明いただくとありがたいんですが。

○部会長 どうぞ。

○井利委員 機能不全、親は親、子供は子供というふうに、世代間境界がなくなっているということは、例えば、夫婦の仲がうまくいってなくて、お母さんが子供にご主人の愚痴をずっと言ってきたとか、そういうふうな形で子供が子供らしく過ごせていなかったといったような、そういった親がきちっとしたことをしていないという家族ですかね。そもそもその家

族のあり方自体がそのようにお父さん、お母さん、子供というんじゃなくて、そこが何でしょうね、お父さん不在みたいなことも多いですし、そういった家族が、そうすると、子供との共依存関係というんですかね、そういったことが見えてくる家族が多いかなと思います。

○部会長 よろしいですか。大丈夫ですか。

ということで、さっきお話の中では、世代間の境界がないという言い方になるんですかね。それから、本来、親同士で話すべきことも子供に持って行ってしまうということの形ですかね。

家族療法そのものがまだまだ日本ではきつとなかなか十分とは言えないんですかね。ちょっと井利先生、その辺はいかがですか。

○井利委員 そうですね。家族療法をやるところが余りなかったり、非常に有名な先生だと、すごい高額だったりしているかなというふうには思いますね。

○部会長 ということで、他にいかがでしょうか

どうぞ、村上委員。

○村上委員 2点ほどちょっとお伺いします。

10 ページのところの個別ケース検討会議というのがございまして、②のほうなんです、下のほうに、本人を交えた検討会をするのが望ましいというふうに書いてあるんですが、これは若干、望ましいかどうかというのは、ちょっと私自身は余り明確には答えられないんですが、本人を交えた検討会というのはどのぐらいやっつけらっしゃるのか。それによって、本人に与える影響みたいなものがなかったのかどうか、これをちょっと一つお聞きしたいというのが一つ。

2点目は、3 ページの下のほうに、「メルクマールに来ている家族って？」というのがありますね。そこで 50%以上の親のみの相談から始まっているということで、そしてなおかつ、親は先ほど井利先生のお話のとおり、精神疾患を抱えているというような話がございました。その精神疾患を抱えている親を、ここを何とかしないといけないのではないかなというふうに私は思っています、メルクマールの役割ではないかもしれませんが、そちらのほうの親のほうのそういう介助といいたいでしょうか、そちらのほうを変えていく。よく言われるのは、親が変われば子は変わるというような話もありますけれども、そのような形のものが何かなされていらっしゃるのかどうか、その2点だけちょっとお聞きしたいんですが。

○井利委員 まず、50%以上が親からの相談ということなんですけれども、数字的にはそうい

う数が出ていて、ただ、その人たちが全員精神疾患を抱えているわけではなくて、何らかのひきこもっている子供を見ているので、ちょっと鬱状態になっていくとか、そういったことも結構多いかなと。どんどん元気がなくなっていくような状態の親御さんが多くて、やはり何かの支えが必要だったりとか、あるいは、医療機関への受診が必要かなという親御さんもいらっしゃるということで、そういう方々に関しては、医療機関への受診を勧めるとか、紹介、伴走するとか、保健師さんにちょっとその話をして、保健師さんの面談をしてもらうとか、健康づくり課という課があるんですけど、そちらのほうと連携をしながらやっていくとか、そういった形で親支援もやっていかなければならないケースというのがやはりあるということをお知らせしたかったことになります。

それから、個別ケース検討会議で本人に与える影響はなかったのかということなんですけれども、基本、個別ケース検討会議は本人を中心にやりたいなというのが、私たちの気持ちとしてはあります。なぜかというと、本人抜きでの個別ケース検討会議は本人の意思が尊重されないし、それから、本人がどうしたいかというところを聞き取ることができない中で、本人、もちろん了解はとるんですけども、何か自分がいないところで話し合われているというのは、やはり青年になってくると余り好ましくないかなというふうに思っているんですね。

本人を交えたというところで、そうですね、例えば、ご本人が各支援機関を振り回すということが結構あるんですね。こっちでは、メルクの相談員にこんなふうにされてとか、否定的なことをおっしゃって、メルクに来たときは、保健師さんがどうしたこうしたみたいな、そういった話をしてくるとか、何が本当のことなのかわからなくなってしまうというふうになったときに、じゃあ、保健師さんとメルクと、それから、お医者さん、看護師さんとかと、それから、本人を交えて、そして、じゃあ、私たちはこういうことができる、あなたに対してこういうことができる、あなたは何をしてほしいのかということをやるということによって、何か支援の方針が決まったし、それから、本人があちこちを振り回すことなく、うそを言っているつもりはないと思うんですけど、やっぱり言っていることと言わないでおいてることといろいろあったりすると思いますので、そこら辺は、若者なので、そこを尊重していくということは非常に大事かなというふうに思っています。

ただ、数としては、まだそんなにないです。やはりなかなか本人さんに一緒に行って話し合おうよというふうに言っても、じゃあ、行きますと言うかということ、そういうことばかり

ではないですし。やはりちょっと本人抜きでここで情報共有しておきたいよねという場合もありますので、数としてはそんなにはないんですけども。できれば、情報共有した後、次にはじゃあ、本人を呼んで、そこでこんなことを話し合ったけど、どうかなというふうな話をしていくといいかなというふうなイメージでやっています。

○村上委員 いいですか。

○部会長 どうぞ。

○村上委員 多分、対象者は大体幾つかの負因は持っているわけですね。負因というものを本人が認知しているかどうかということにかかってくるんじゃないのかなと思っているんですね。

その認知をしていけば、こういう本人を交えた検討会というのは、大変有効かなと思うんですが、全く認知していないで、自分はこうじゃないといったようなものについて、この本人を交えた検討会というのは、余り効果がないんじゃないのかなというふうに思ったものですから、こんな質問をさせてもらいました。ありがとうございました。

○部会長 なかなか難しいところで、当事者を入れるということが、まず入れること自体が難しい上に、入ったらどうかとなると、さらに難しく、それこそ親御さんが支援のいろんな場に行っただけでも、非常にご本人は穏やかな気持ちにならないというような時もあるようですから、その辺、非常にグレーゾーンの人たちの対応は難しいかと思います。今たくさんいろいろご質問ご意見が出たんですが、時間的なこともございますので、まず一旦ここまでこの話を止めさせていただいて、この後、いろんなお話を聞いてから、またご質問、ご意見があれば出していただきたいと思います。

それでは、続きまして、事務局のほうから、都内の若者支援体制整備状況等について、区市町村における若者支援体制の整備状況についてご報告をいただこうと思います。

その後、第2回専門部会の際に、非行の再犯の防止等の推進に関する法律の概要について説明がございましたが、昨年度にそのような法律が成立して、国の再犯防止推進防止計画の策定についてもいろんな指針が出てまいりましたので、こちらについても状況をご報告いただきたいと思います。これも実は非常にネットワーク的な支援の中身を含んでおりまして、今日のお話と切り離せないということだろうと思います。ですから、それもお聞きいただこうと思います。

これまでの専門部会の検討も踏まえまして、オブザーバーの皆さんからもご意見をいただ

こうというふうに思っておりますので、その後、その部分をお話ししたいと思います。

まず区市町村の若者支援体制整備についてご報告を事務局からお願いしましょうか。

○若年者対策担当課長 若年者対策担当課長の西村でございます。

私のほうから、区市町村における若者支援体制の整備状況につきまして、資料3-1、資料3-2に基づきまして説明をさせていただきます。

それでは、まず最初に、資料の3-1をご覧ください。

区市町村における若者相談の窓口についてということになっております。第2回の専門部会におきまして、子ども・若者育成支援推進法に基づく体制整備の状況についてということで、子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会につきまして、ご報告をさせていただきました。

本日は、こちらの法に基づくもの以外に、各区市町村が地域の実情に応じ設置しています若者相談の窓口や連絡会議がございますので、紹介をさせていただきます。

データは、12月現在ということになっております。

まず、相談窓口についてですが、子ども・若者総合相談支援センターは、前回同様、世田谷、調布、府中が設置しております。それ以外の法に基づくもの以外ということで、若者相談の窓口が、1から14まで記載をしております。

主な相談分野ごとに並べております。まず最初が若者総合相談ということで、江東区になります。こちらのほうは、昨年度まではひきこもり相談ということでしたけども、今年度から若者全般に関わる相談ということで充実を図っております。

ひきこもり相談につきましては、文京、台東、足立、武蔵野、大島がございます。就労相談が新宿、墨田、品川、渋谷、杉並、練馬、江戸川がございます。あと非行関係としては、八王子市ということになっております。

この中で、私ども東京都のほうで見学させていただきました調布市と八王子市の相談窓口につきまして、概要のほうを説明をさせていただければと思います。

お手元のほうに、調布市と八王子市のリーフレットがございますので、こちらをご覧くださいながら説明をさせていただければと思います。

まず、調布市につきましては、平成27年度から調布市の社会福祉協議会に委託をしまして、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」を運営しております。

事業の推進に当たりましては、社会福祉協議会に委託するというところで、主に三つほど理

由がございまして、精神保健を始め、広範な福祉業務の実務経験があるということ、市内外の公的機関等と有機的な関係を有していること、社会福祉協議会に委託している他の事業との連携が円滑に行えることとなっており、このようなことを踏まえまして、社会福祉協議会に委託をしてるということでございます。

業務内容のところを見ていただきますと、リーフレットのほうにも記載がございしますが、相談支援、居場所、学習支援になっております。

相談支援につきましては、概ね中学生以上の子供、若者及びその家族を対象ということで、電話・訪問等での相談に応じて、必要な支援機関への紹介等を含め、課題解決に向けた支援を行っているということでございます。

また、不登校の中学生や高校中退、ひきこもり等の状態にある概ね15歳以上の子供、若者を対象に居場所事業を実施しているということで、居場所においては、他者との交流、調理実習などの活動を通して、社会経験や生活技術を得られる機会を作っておりまして、復学や高校中退予防のための学習サポートも行っているということでございます。

こちらの「ここあ」の特徴としましては、相談、学習支援、居場所の提供を同施設内で行っておりまして、利用者個々の段階に応じて、時には学習支援、場合によっては居場所の提供を行うなど、切れ目のない支援を実施しているということになっております。

あと後ほど説明もさせていただきますが、調布市のほうでは、先月、子ども・若者支援地域協議会を設置しております。こちらのほうにつきましては、協議会の事務局機能を果たす調整機関、こちらのほうが私ども東京都のほうで実施しております東京都若者社会参加応援事業の実施団体である一般財団法人とちぎ青少年自立援助センターが担っております。

また、協議会の支援全般の指導的役割を果たします指定支援機関は、ここあの事業を受託している調布市の社会福祉協議会が担っているということで、連携の要の部分を社会福祉協議会等が担っているということになります。

続きまして、八王子市の取組ということでご説明をさせていただければと思います。

八王子市については、リーフレットのほうにも記載がございしますが、特徴としましては、保護司会が、八王子市のほうから事業の委託を受けて、「青少年サポートネット・はちおうじ」という総合相談窓口を設置しているということでございます。保護司会との連携につきまして、第2回の専門部会で豊島区の事例を発表させていただきましたが、それと似たような事例ということで、八王子市を紹介させていただきます。

非行などの悩みを抱え、立ち直りを目指す若者とその家族などの相談に保護司の専門の相談員が対応しているということになっております。

現在では、こちらの吹き出しのほうにもございますように、仕事の関係とか、あと進学の関係、あと不登校、ひきこもり、こういうさまざま多岐にわたる相談、非行だけでなく、子供、若者の幅広い相談を受け付けるようになってきているということようです。

それと関係機関の連携という部分につきましては、八王子市と保護司会との協働によりまして、八王子市こども若者サポート事業連絡協議会、これもリーフレットのほうに記載がございますが、東京保護観察所立川支部、八王子少年鑑別所、保護司会等、いろんな関係機関の方に集まっただいて連絡会議を開きまして、意見交換をする場を設けて青少年の立ち直り支援を行っているということでございます。

調布市と八王子市の取組をご紹介をさせていただきましたが、両方ともやはり地域の実情や課題を踏まえて相談窓口を設置し、現在では、子ども・若者のさまざまな相談を受け付けているという状況にあるということになっております。

それでは、続きまして、資料の3-2をご覧くださいと思います。

区市町村における連絡会議についてということで、法に基づく子ども・若者支援地域協議会につきましては、前回ご報告させていただいたときには、1から4でしたが、三つ加わっております。葛飾、調布、国分寺が新たに協議会を設置したということになっております。

あと法に基づくもの以外の連絡会議ということになりますが、基本的に先ほどの相談窓口のある自治体が連絡会議を設置しているという状況になっております。

あとは、8番の町田市につきましては、ひきこもりネットワーク会議・代表者会議ということで、これは保健所のほうが事務局になって立ち上げております。相談窓口のほうは、保健所の通常業務でございます精神保健相談、こちらの中で、ひきこもりの相談も受け付けているということになっております。

あと11番の豊島区については、第2回の専門部会でご説明をさせていただいたとおりですが、保護司会も交えて情報交換の場を豊島区の子ども課が中心になって実施しているということでございます。

区市町村の体制整備状況ということで相談窓口と連絡会議について説明させていただきましたが、東京都としましては、区市町村が住民に身近な地域で支援体制の充実を図ることができるよう、区市町村の支援体制づくり等に向けた財政支援や人材育成に資する研修を行う

とともに、子ども・若者支援に有用な情報の提供や共有に努めております。

私からの説明は以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

担い手の行政機関・部署がどこになるかはそれぞれあるんですけど、その地域での課題と
思っている部分に特化して、最近ネットワークというのが始まっていて、先ほど井利先生が
お話しいただいた、世田谷はそういう点では、非常にまとまったいろんな形で動いていると
ころなんですね。多くの自治体はやっと緒についてきたというか、そういう感じかなという
ふうに思われますが。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか、今のご報告に関して、
いかがでございましょう。

○坪井委員 東京都が、これから区市町村に働きかけるに当たって、ここの会議の何か成果を
踏まえてこれから当たるのか、今もう既に、徐々に既に何かアクセルをかけているのかとい
うあたりで、どうなのかというのは。つまり連絡会議というふうにありますよね。ひきこも
りだけをやってとか、就労だけだと。

今、井利委員が言ってくださったような、本当に総合支援をしないと、そこの、このぐら
いやっても正直支援にならないというのは、多分やってるうちに見えてくるんだろうとは思
いますけど、できることなら、そういう先進的な活動をしていらっしゃる事案、事例を各区
市町村が知ればもっと何というか、アクセルがかかるというか、ではないかなというふう
に思ったので、ちょっとその辺どうでしょう。

○若年者対策担当課長 今、坪井委員のほうからご質問ございましたが、地域の実情に応じた
体制の整備ということで、区市町村は工夫をして体制を整備しており、こちらのほうは非常
に重要なことだと思っておりますが、目指すべき方向としましては、やはり子ども・若者育
成支援推進法に基づく体制整備というところで、先進事例としましては、やはり世田谷区と
か、調布市のほうで、子ども・若者総合相談センターとか、子ども・若者支援地域協議会を
設置しまして、子供、若者に対する支援の充実を図っておりますので、そのような体制を充
実させていただければなというふうに考えております。

それと、先ほども最後に申し上げましたとおり、それに向けて都としてはどのような支援
をするかというところでは、財政的支援とか、あと人材育成に関する研修とか、先進事例の
情報提供等を行いながら、できるだけ多くの区市町村がそちらを目指してほしいというこ
とで支援を行っております。

○部会長 「じわじわやっている」うちはと。こういうことですかね。そのような評価かと思
います。

ということで、都はやれるところからやっているということかと思えます。国が主導して
やっている部分があったわけですが、それがやっと少し市区町村までおりてきたのかなと
いうところもあるかと思えます。

今の話とも関連しますので、続けて、国の再犯防止推進計画の状況についても、事務局か
らご説明いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○青少年課長 それでは、資料4-1をご覧ください。

再犯防止推進計画の国の策定状況につきまして、保護観察所の方も来てくださっている前
で恐縮でございますが、私のほうからご紹介させていただきたいと思えます。

第2回専門部会でご説明させていただきましたが、平成28年12月に再犯の防止等の推進
に関する法律というのが成立いたしました。この法の中で、政府は再犯防止推進計画とい
うのを策定するというのが記載されてございます。策定に当たりまして、関係省庁や有識者の
検討会を重ねたというところを承知しておりまして、12月15日に閣議決定がなされたとい
うことを聞いてございます。

お手元の資料の4-1の概要と4-2のほうには、その実際の計画を配付させていただい
ております。

今回は、主に少年に関わる部分につきましてご説明させていただきたいと思えます。

まず概要のほうの中央をご覧ください。今回の再犯防止推進計画、また再犯防止の推進法
におきまして、少し上段でございますが、国と地方公共団体、民間が一丸となった取組が重
要ということが明記されたところが大きな点でございます。これまで再犯防止、もしくは保
護観察、それからそういう取組につきまして、国主導というところではございましたが、今回
の法律、計画におきまして、国、地方公共団体、民間が一丸となってやっていくというこ
とで、地方公共団体にも責務が課されたという点が大きな点でございます。

この中で、法の理念が真ん中に書いてございます。五つの理念と七つの重要分野というこ
とが記載されてございます。

この中で、具体的施策、ここの施策のほうです。③の学校等と連携した修学支援というこ
ろと、④の特性に応じた効果的な指導などの部分に、主に少年に限定したような記述がご
ざいます。

それでは、実際に、再犯防止推進計画の中身、少しご紹介したいと思っております。お聞きください。

最初は概要が書いてございます。具体的には、繰り返しの部分もあるんですけども、特にこちらのほうでございます。

23 ページをお開きください。学校等と連携した修学支援の実施等のための取組というのがございます。

(2) の具体的な施策といたしまして、児童生徒の非行の未然防止等の中におきまして、イで、地域における非行の未然防止等のための支援では、地域社会における子供の居場所づくりや、子供、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進するというようなことが書かれてございます。

また 24 ページをご覧ください。

この中に、同取組を効果的に実施するために子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者支援を行うことを目的として、地方公共団体、子ども・若者支援地域協議会の設置及び子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う体制の確保について努力義務が課されていることなどについて、非行の未然防止等の観点も踏まえ、関係機関等に周知し、連携の強化を図るということで、先般、ようやく今回も話題になってございます子ども・若者支援地域協議会、それから子ども・若者総合相談センターの果たす役割というのも明記されているところでございます。

それでは、少し飛びますが、26 ページあたりをご覧ください。

今度は第 5 といたしまして、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組といたしまして、(2) の具体的な施策のところではございますが、犯罪ごとの特性に応じた指導の取組が記載されてございます。

この中で、28 ページをご覧ください。少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等ということでございます。

この中で、イの関係機関と連携したきめ細やかな支援等というところでございますが、ここでも、やはり子ども・若者総合相談センター等との連携ということで、位置付けられているところでございます。

また、次のテーマに移りますが、第 7、36 ページをご覧ください。地方公共団体との連携強化等のための取組というところがございます。

この中の具体的な施策といたしまして、①地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援というところがございます。この中で、37ページの③の地方公共団体との連携の強化というところがございます。この中のアで、犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供という項目がございます。これまでなかなか地方公共団体において、犯罪をした者等の支援に必要な情報と、なかなか入手できなかったという現状があるかと思えます。この犯罪をした者等の情報の何らかの提供があるということでございますので、また新たな一歩があるのかなと期待しているところでございます。

大まかには、この後、これに着目して、ご一読いただけたらと思っております。都におきましても、東京都若者総合相談センター「若ナビα」が開設してございます。この再犯防止の取組も観点に入れながら、再犯防止の取組を実施していく予定でございます。

また、先ほど西村のほうからもございましたが、都から区市町村に対する子ども・若者支援体制の整備の補助事業も行っております。現在も、各区市町村にはそれぞれの実情に応じた相談体制を整えてもらうということを強く推奨しておりまして、先ほどの好事例などをご紹介しているところでございます。

それぞれ相談事業を行う中で、相談支援の難しさ、それから相談支援の中の課題などを踏まえて、体制がだんだん身に付いていく、拡張されていくんじゃないかということを期待しているところでございます。

以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

だんだん相談センターみたいなどころにお互いが相乗りするような動きになってきておりまして、ただ実態はどうかという問題がさっきから出ているかと思えます。

それでは、せっかくですので、オブザーバーとして東京保護観察所の方々にいらっしやっただいてます。何か補足説明ございましたらお願いいたします。

○杉本東京保護観察所民間活動支援専門官 さまざまなことが再犯防止推進計画、重成課長のほうから紹介がありましたように盛り込まれております。個々の少年の問題特性等に応じまして、それぞれ組み合わせて支援を行っていくんだという形になるのかなと思うんですけども、実は、先ほど重成課長のお話の中にも、東京都の若ナビαの話がちょっと若干最後のほうに出てまいりました。その若ナビαの方々とあと東京都の青少年・治安対策本部の方々と、昨日保護司さんの活動拠点である、とある更生保護サポートセンターに行って参りまして、

東京都に若者相談支援の窓口ができたということを説明を保護司さんにして、保護司さんはこういう活動してますよということを説明してもらいました。

その中で、やはり保護司さんから、前回私、ここの席でも申し上げましたけども、保護観察期間が切れてから後のことが心配なんだと。今までは何かあって相談しに来てくれても、話を聞くだけで何もできないと。ごめんねということが多かったんだけども、もしそういう子がいたときに、こういう窓口があると大変ありがたいということをお話しされた保護司さんがいらっしゃいました。

また、若ナビαの方からも、保護観察終了前にぜひともちょっと何回か若ナビαの相談員さんと会っていただいて、この後はこの人に相談するんだということで、本人につないでもらえるとありがたいということをお話をいただきまして、それを聞いた保護司さんのほうから大変心強い話をいただいたということをいただきました。

結局、先ほどの説明の中で重成課長おっしゃってましたけど、地方公共団体にも再犯防止の責務ということになりました。それが法で定められただけではなくて、実際に彼らがいずれは地域に帰ってきて、一旦は保護司さんのお世話になりますが、保護観察の期間が切れれば一住民として生活していくわけです。でもある程度支援を要する状態が続く子もいる。でも法で決められた期間である以上、もう法定どおり、保護観察所は手を、あるいは保護司さんは手を離さざるを得ない、そういったすき間を埋める施策が地域でそれぞれできていくといいなと思いますし、そのポータルとして東京都が進めてくださっております相談窓口が大変有効に機能するのではないかと期待しておるところでございます。

まず、若年者のそういった保護観察対象者に対する支援については、今申し上げたとおりでございます。

加えまして、先ほどの再犯防止推進計画の25ページのあたりをご覧くださいと思います。

あるいは、ほかのページでも書いてございましたけれども、こちらのページの高等学校中退者等に対する地域社会における支援のところの1行目のところに、BBS会というのが紹介されております。若年者による更生保護、あるいは非行少年の立ち直り支援のためのボランティアでございます。ある意味、若年者が同じ近い世代、やや上の世代の人たちが彼らの立ち直りを支える、そういったこともこれからより大事になってくるのではないかなと思っております。

実際に保護観察官として執務しておりまして、やっぱりこのぐらいの年齢のおじさんになってくると、年齢の番になってきますと、やっぱりちょっとお父さんと子どもぐらいの年になってしまいますので、そういった面を考えると、ちょっと彼らの少し上ぐらいの人たちに一つ人生モデルを示してもらおうという意味でも、彼らの話を彼らと同じ目線に立って聞くという点でも、極めて有効な支援ができるのではないかと我々も考えておりますし、BBSもそういった活動の場を大いに期待しておりますところでございます。

そういったことも、この再犯防止推進計画に盛り込まれたということで、やっぱり世代の近い者による支援ということも、ちょっとこれから考えていく必要、より積極的に展開するように我々も支援していく必要があるのではないかと考えております。

大体そのようなところで、以上でございます。

○部会長 東京保護観察所の杉本民間活動支援専門官からご説明いただきました。ありがとうございました。

今もお話に出ました、井利委員からもあったんですが、実は高校中退をする人たち、少年院入所者のやはり40%弱ぐらいを占めてまして、いろんな意味で難しさがあるのなど。

今もお話ありましたが、やはり学校というのは、日本の社会の中では、特別に大きな対人関係機能を持っているようなところがありまして、そこを失うと大変厳しい状況に陥るのかなということを感じるところがあります。

ご説明いかがでございましょうか。再犯防止推進計画あるいはそれに関連してでも結構ですが、何かご質問があればいかがでございますか。

もしよろしければ、今のここまでのお話を引き受けて、各関係部署の皆さんもいらっしやっておりますので、ご意見を伺うような時間をつくっていきたくと思います。今、区市町村における若者支援対策の整備状況については、ご説明いただいたのですけれども、付託事項としてひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援の課題と対応についてということで、これについて、ここでの部会の審議を重ねてきたところなんです。今お話に出ていたように、支援の実態というものがだんだん具体的に見えてきて、出てきてます。やはり都の都庁の各局のここでオブザーバーをしていただいている皆さんに初回の議論から照らして、これをどうお考えになっているかご感想をいただきたいなというふうに思います。

というのは、実際各局が連携して支援をしなければいけないというふうになった場合に、

年齢の違い、特に18歳を境にした部分というのがありますが、それから各機関でも支援の専門性というのもございまして、その切れ目の問題とか、すき間とか、狭間の問題、こういったものが課題としてあるかと思えます。そうしたものに対して、さらにどんな取り組みが必要だと考えておられるか。今日いらっしゃっている皆さん、ちょうど4人ぐらいいらっしゃっているかと思えますので、お話をそれぞれ数分ですけれども、いただければというふうに思います。

まずは、福祉保健局の少子社会対策部の家庭支援課の統括課長代理の横森さんから、まずお話しいただきますので、よろしく申し上げます。

○横森福祉保健局少子社会対策部家庭支援課統括課長代理 本日は、お時間頂戴してありがとうございます。福祉保健局の少子社会対策部の家庭支援課児童相談所運営担当の横森と申します。

組織名のとおり、児童相談所を所管する部署でございます。

若者に対する相談支援についてなんですけれども、年齢や期間を超えた切れ目のない支援というのは、先ほどの井利委員のご講演にもございましたとおり、大変重要であると認識しております。

児童相談所では、子どもに関するあらゆる相談を本人や家族、学校の先生、地域の方々から受けていますけれども、法律の規定上、原則として18歳未満の児童が対象になっております。ただし、児童の自立の観点から必要な場合、施設入所している児童や里親委託している児童につきましては、措置を20歳まで継続することが可能です。

実態としまして、例えば虐待がなかなか改善されず、家庭に戻れないようなお子さんであったりとか、あるいは様々な理由によって社会的養護の中で自立を目指していく必要があるお子さんにつきましては、児童相談所では18歳を超えて20歳まで支援を切らすことなく措置を継続しております。

自立を手助けするという意味では、児童養護施設の場合には、都では民間と都立合わせまして56施設に自立支援コーディネーターを配置しておりまして、退所後のアフターケアも行っております。

こうした従前からの18歳以上の児童に対する支援に加えまして、机上配付させていただいております1枚目のクリップどめの資料の下半分をご覧になっていただきたいんですけれども、下の二つ目の枠ですね、下から二つ目の箱に書いてございますとおり、今般の児童福

祉法の改正によりまして、18歳以上の者に対する支援の継続や児童自立生活援助事業の対象者の見直しが図られました。

このことによりまして、例えば一時保護中の児童が18歳に達した場合、一時保護の延長や措置が可能となり、里親委託等（施設入所含む）児童につきましても、18歳以降の措置変更や一時保護が可能となりました。さらに、自立援助ホームの入所者につきましても、大学に行っている場合に、22歳に達する日の属する年度末まで支援が可能となりました。

このように法改正によりまして、18歳を超える若者につきましても、今後、児童相談所がより長く、より丁寧にかかわっていく機会が増えるのではないかと考えております。

児童相談所における非行少年についての取組なんですけれども、非行といたしましても多くの児童は非行の背景に家族環境の問題があったり、あるいは虐待などを経験していることもありますので、非行行為そのものを指導するだけではなく、家族間の調整を行ったり、児童が非行に至った原因や、非行に至るプロセスに起きた心の傷つき・トラウマに対するケア・治療などを行っております。

また、児童によっては、少年センターと連携し協働して指導を行う場合や、次のページをご覧くださいと思います。次のページの上段になりますけれども、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で関係機関と連携しながら児童の支援を行っております。

また、18歳以降の切れ目のない支援を継続するために、こうした要対協の枠組みを活用しまして、児童相談所の支援が終了する18歳以降、他機関にバトンタッチが円滑にできますようにその調整や今後の役割の確認、まさに先ほどおっしゃってございましたスクラムですね。スクラムを組んでバトンタッチをしていくような取組を行っております。

最後に2ページ目の下半分をご覧くださいなんですけれども、子供家庭支援センターとの連携なんですけれども、特に虐待事案の場合には、都と子家との連絡調整ルール、「東京ルール」というのがございまして、ルールの下、子家に虐待の調査を依頼したりとか、逆に子家から援助要請や送致などを受けております。

また日常ベースでも一緒にケースで動いたりとか、協働でケースの進行管理をするなど、様々な方法で連携をとっております。

今後も若者の支援につきましても、児童相談所としては、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を実践していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○部会長 福祉部署のお話をいただきました。まず、ポイントをもう一回確認しておきたいんですけど、対象者は現在 18 歳以上で、20 歳までということになってきているということなんでしょうか。

○横森福祉保健局少子社会対策部家庭支援課統括課長代理 施設入所や里親委託しているお子さんにつきましては、もともと 20 歳まで措置延長が可能です。法改正によりまして、さらに支援が手厚くなったということになります。

○部会長 坪井先生もかかわられておりますが、自立援助ホームの場合には、在所者が大学を卒業するまでみたいなイメージですかね、22 歳。

○横森福祉保健局少子社会対策部家庭支援課統括課長代理 そうですね。修学してるお子さんにつきましては、22 歳の年度末までになります。

○部会長 なるほどね。そうすると、かなり今までの 18 でぱっと終わるという感覚からは違ってきてると考えてよろしいですかね。

○横森福祉保健局少子社会対策部家庭支援課統括課長代理 そうですね。そういった意味では、自立援助ホームのお子さんであったりとか、あとは措置ではないんですけども、20 歳以降 22 歳まで予算事業としてお子さんの生活の場所や生活費の支援を行っております。

○部会長 そうなんですか。その年齢という部分を我々は前提としているわけですから、ちょっとまずそこは大切です。さっき生活困窮者の話が井利委員のほうから出ましたけど、その部分は非常に大きな問題で、確認させていただきました。

では、まず福祉局のほうからやっていただきました。続けて、それでは教育庁のほうの指導部指導企画課長の建部さん、よろしく申し上げます。

○建部教育庁指導部指導企画課長 指導部指導企画課長の建部と申します。

私、学校教育の視点から情報提供させていただければと思います。

先ほどの井利委員のご講演の中で、ひきこもりに至る子供たちの前段階としての不登校段階ということでお話がございました。

実は、今年度、文部科学省の考え方として大きく変わった点がございます。10 月ぐらいに新聞等で速報値が出ておりました。ご存じの方いると思うんですけども、文部科学省は毎年全国の各都道府県に問題行動調査、児童生徒の問題行動調査ということで、昨今はいじめの件数がどれだけ増えたかということが注目をされる傾向にありますけども、実はこの中で不

登校も同じように扱っておりました。

ただ、実は今年度から、この不登校を問題行動とは別立てにすると。つまり不登校は問題行動ではないんだということでプレス発表をするようになったということです。これは実は大きな考え方の変化でございまして、不登校になった子供を持つ親からすると、不登校が問題行動と、暴力行為であるとか、そういったものと一体としてこれまで調査をされていたものに対して相当なプレッシャーであるとか、疎外感ということを受けていたことは事実であると思います。

例えば、ある小学校の不登校になった子供の保護者の方とお話をしていたときに、かつて私、区の教育委員会におりましたので、お話をしていたときに、4月の最初の保護者会で校長先生が、「本校は昨年度不登校はゼロでした」と「本年度もゼロを目指します」というふうに発言をされた。それから、連休明けに自分の子供が休み始めた。そうすると、去年もゼロで今年度もゼロを目指すと校長先生が言われている中で、もし自分の子供がこのまま30日を超えて不登校になったときに、自分の子供はその学校に迷惑をかけるのではないかという圧迫感の中で、保護者の方自身が相談に来られたというケースがございました。

校長先生とお話をして、ゼロが目標というよりも、なった子供にどう向き合うかということや学校の事業の柱にしてほしいということでお話をさせていただいて、その校長先生も快くご理解いただいたというケースがありますけども、つつい問題行動という中で、これはいじめの件数も同じなんですけども、いじめが本当にゼロでいいのかと。大人社会も含めて軽微ないじめ、冷やかし、からかいもいじめという定義ですから、あつて当然で、その起きたものに対してどう向き合うかというふうな視点を変えていかなければ、まずそれをゼロにすることが目標となってしまうと、現実起きてるいじめの問題、また不登校もそうですが、その親を追い込んでいくということになっていくだろうということで、これが実は今日の情報提供の一番大きな柱でございまして。

私、いろんなところで区市町村教育委員会の担当者とお話をしているんですが、我々教育委員会の関係者もそうですし、学校の先生もそうですけども、自身が不登校の経験をしていない。逆に言うと、学校生活の中では、どちらかというところ、成功体験を積み重ねた人間が現在こういった教育行政におり、また学校の先生として子供たちに向き合っていると。そうしたときに、いざ不登校になった保護者や子供たちが自分のクラスに出たときに、自分がその経験がなければどこかで登校するのが前提だというようなことで追い込んでいくことが、現

在この部会で行われているひきこもりのほうにつながっていくということも十分想定されるだろうというふうに思っております。

いろいろ例はございますけども、例えばよく休んだ子供に対して担任の先生が、クラスの学級委員にいろんなプリントを持っていかせると、ただ保護者からすると、これもつらいという、クラスで一番活躍してる子供が家に来て学校の様子を話される上、親からすると追い込まれることはない。これはやはり担任の先生が学級委員に任せるということが、子供たち同士の関係性でいいだろうというふうな自分のやはり経験則では考えるんですが、親の立場からすると、本当にそれでいいのかというようなこともあります。

また、よく三者面談とか家庭訪問のスケジュール表というのが出て、一覧としてこの期間に家庭訪問、この順番で行きますよというのが各家庭に配られますけども、不登校のご家庭の場合は、その一覧の中から外れたところで日程を組まれていると。もうそれだけで全ての家庭にこのプリントがいくわけですから、保護者からすると特別扱いをされているような印象になると。こういった小さな配慮を少しずつ変えていくことによって、まず保護者の負担感、不安感を少しでも解消していくということが、今回の問題行動調査というところから不登校が外れたきっかけとして、これから区市町村教育委員会にもこういった事例を踏まえて伝えていきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○部会長 今の話、聞きながら思いましたけど、だんだん数値目標というような感覚が強くなっていくことで、今のような数え方の問題というんでしょうかね、それが現実的に出てきているかと思えます。実はさっきも井利委員から話しが出ましたけども、不登校はどっちかという、連続的に不登校な人というのは、数的には多くないですね。出席したりしなかったりという不連続的な人が多くて、この辺もやはり誤解があるところもあるかなと。それから、いい悪いは別として、現在は保健室登校とか、いろんな形が皆出席扱いになってますので、実はそういう統計上のカウントとしては、ある種の課題を抱えた人も不登校にはならないという場合もあるという、反対の問題も生じてます。そんなことを頭に置いてみるといいのかなというのを聞きながら思いました。

それでは、続けて、今度は労働のほうの畑で、産業労働局の雇用就業部の若年者就業推進担当課長の小澤さんのほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○小澤産業労働局雇用就業部若年者就業推進担当課長 よろしくお願いたします。若年者就業推

進担当課長の小澤といいます。どうぞよろしくお願いたします。

私のほうからは、まず東京都の取組としまして、意外と知られているようで知られていないというところがございますので、まずどんな施設で支援をしてるのかというのをちょっと簡単にご説明させていただいてから、今回に特に関わりのある事業についてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、東京都ですけれども、東京しごとセンターというのを設置しまして、こちらについては、全年齢層を対象に就労支援を行っております。実施場所は都内2カ所、飯田橋と、それから飯田橋に比べて大変小規模な施設になるんですけれども、国分寺で行っております、その運営は公益財団法人東京しごと財団が行っているというようなものです。

利用状況としましては、昨年度は約3万人の方が新規利用者ということで利用されております。土曜日も行っておりますので、単純に300日ぐらい営業日というふうに考えますと、1日当たり100人ぐらいの方が新規利用者ということで訪れていることとなります。

飯田橋のほうなんですけど、ヤングコーナーというのを設置してハローワーク飯田橋U-35を併設して、国と連携した就労支援を行っております。ヤングコーナーでは、カウンセリングとか、セミナーですとか、職業紹介等を行っているんですが、そうした支援メニューの一つとしてワークスタート支援プログラムというのを行っております。資料のほう、1枚めくっていただいて裏側になります。

こちらのプログラムですけれども、働きたい気持ちはあっても就職活動に踏み出せない34歳以下の方を対象に就職力を養うためにグループワークや演習などを行うプログラムです。7週間の支援メニューを年4回、各回定員15名で行っています。

支援メニューの中では、職場体験というものを設けまして、働くことにつながる取組を行っていて、利用者からの感想では、職場の雰囲気や仕事を体験することで自信を持つことができ、働くことが不安であったが、勇気を持てるようになったなど、前向きな感想が出るなど、支援メニューにおいて教室の中でだけでですね、グループワークも非常に好評なんですけど、グループワークだけでなく、こういった職場体験を通して大変前進できたというような感想がありまして、私どもとしまして、こうした職場体験、大変重要なメニューであるというふうにも実感しております。

また、私どもの支援、活用いただくには、まずは知っていただかなければいけないということで、本人だけではなく、保護者の方にも案内しております。資料のところの後ろにカラ

一で、しごとセンターのチラシ、リーフレットですね。それからこのワークスタートの案内、そしてこちらの本人用だけでなく、保護者の方のためのセミナーということもご案内をしております。また、非常に規模としては年2回ということで少ないんですが、支援機関等々の方、そういった方へのセミナー、集まるセミナーも開催しまして、こちらについては情報交換の場ですとか、それから私どもがそういった方々とつながっていく場としても活用させていただいているというような取組をしております。こちらについてもチラシを挟ませていただきました。

それで、私の就労機関としましては、今回お話をさせていただくに当たりまして、ちょっと幾つか関係のある資料等々、ふだんの取組を触れさせていただきたいと思ひまして、まず資料の3枚目なんですが、就業構造基本調査、こちらについては、総務省が5年ごとに実施して、現在公表されているのは、平成24年の公表ですので、また5年後ということで、来年には新しいものが出るのかと思いますが、現時点では平成24年と。こちらの就業構造基本調査なんですが、こちらの中で就業を希望する若年無業者が求職活動をしていない理由として、「探したが見つからない」、「知識・能力に自信がない」、「希望する仕事がありそうにない」といった回答がございました。こうした理由から、就職活動に踏み出せずいるのであれば、これは就労支援による効果が期待できるのではないかというふうに考えております。

また、私どもの支援は働くことを本人が希望したときからスタートできるわけですが、同じ調査では、就業を希望しない若年無業者の理由として、「仕事をする自信がない」とか、「特に理由はない」との回答もあって、こうした回答者に対しては、この部分が改善されれば一歩踏み出せるということであるならば、こうした方々に対しても就労支援による効果が期待できるのではないかというふうに考えております。

一方、どちらの調査結果においても、病気やけがのためという理由が一番多く占めていて、医療的なケアや配慮というのも必要だというのが一定数状況として生じております。就労支援においては、精神面や心理面を配慮して臨床心理士などの配置をしている場合もあるんですが、治療する機関ではないものですから、医療的なケアが必要な方に対しての解決策というものについては、提示できない状況ですので、さまざまな機関が連携した支援が重要なわけですが、本人が先ほども質問等々でご発言ありましたが、ご本人が病気を受け入れていない方の場合には、必要と思われる支援機関につなげていくということは、非常に難しいというふうに考えております。

また、そういったことが課題として、できるだけいろんな機関の方と連携しながら違和感なくいろんな支援につなげていくことができるといふふうに考えておりますが、非常に難しい取組だといふふうに思っております。

また、資料としまして、「子ども・若者白書」の部分をちょっと載せさせていただきました。こちらのほうで、ひきこもりになったきっかけはということで、職場になじめなかったとか、就職活動がうまくいかなかったという回答もあって、仕事や就職に関するものというのは、非常に多いなというのは、我々も把握しております。こうした回答者に対しても就労支援による効果というのは、非常に期待できるのではないかといふふうに考えております。

同じページに、新規学卒者の3年以内の離職状況ということで表を時系列で出させていただきましたが、以前から中卒者では7割程度、高卒者では5割程度、大卒者では3割程度、今の高卒者は4割程度になっているんですが、いわゆる七五三現象といふふうに言われてきました。離職者の中には離職を繰り返して、働くことに対して自信や意欲を失ってしまうということも考えられるといふふうに認識しております。私どもとしましては、就労支援においては、定着も意識して支援を行っているところです。

また、進路が決まらないまま卒業を迎えたり、中途退学により所属がなくなってしまうことで、いわゆるニート状態に陥りやすくなり、そうした状況で長年が経過し、年齢を重ねると抜け出しにくくなるというのが、先ほどのご講演の中でもありましたが、そういったことは日々感じております。学校などに在籍していれば、さまざまな相談ができて、アドバイスする指導者が身近にいますが、卒業や中退で所属がなくなると、どこからも情報が得られないということも考えられます。

私たちは、就労支援機関としてさまざまなメニューを提供していますが、複雑な困難を抱えた若者の場合、1支援機関では効果が上がらず、より地域に身近な区市町村や、地域で若者の就労支援に取り組むNPO、医療ですとか、健康ですとか、福祉ですとか、学校ですとか、さまざまな諸機関との連携体制が本当に必要だといふふうに感じております。

本人に支援について知ってもらうことももちろんなんですが、様々なそうした支援機関の関係者の方々や家族の方々、地域の方々にも私どもの取組を知っていただくと、そうした周辺の方々からも信頼をもって紹介していただくなど、周囲の方々にも支援内容を知っていただくことで活用を広げていくという取組を行っていきたいと、そういったことが重要だといふふうに考えております。

特に支援機関に足を運ばないような働ける状態で職についていない若者への接触というのは、さまざまな機関による連携が本当にこの会議にも参加させていただいて勉強になっているんですが、重要だというふうに考えております。こうした会議において、本日もこういった事業を紹介させていただくことも重要だというふうに考えております。

ぜひとも本日の説明についても、皆様にご記憶いただいて、さまざまな場面で私どもの支援がご活用いただけるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

貴重なお時間いただきまして、ありがとうございました。

○部会長 今のお話しいただいたようなにいろいろありますけど、実はお話の中で、職業能力の支援センター、開発センターという機関が出ませんでしたけど、それも随分いろんな発達障害的な要素をもった人が来ているというお話をお話をかつて伺いました。ですから、実はもう既にいろんなことにこの部署もかかわり合っておられるかと思えます。またちょっとゆっくり。今日は時間がございません。これで終わりにして。

それでは、次、今度は警視庁の生活安全部少年相談担当課長代理、藤井様、よろしく願いいたします。

○藤井警視庁生活安全部少年相談担当課長代理 警視庁の藤井です。よろしくお願いいたします。

警視庁では、20歳未満の少年の非行防止や保護に関する相談を少年相談と位置づけておりまして、警察署と都内8カ所ございます少年センターで相談を受理しております。今日は少年センターのリーフレットをお配りしておりますので、そちらも参考にいただければと思います。

あと、電話相談窓口としましては、ヤング・テレホン・コーナーを設けておりますが、継続的な相談ということになりますと、特に少年センターに少年相談専門職員が配置されておりまして、心理学などの知識を活かして、継続的な相談支援をしております。

少年センターでも、相談継続中に20歳になったとき、どういう対応があるかということになるわけですが、一つ目は、主訴がおおむね解決しているというのであれば、そこで終了する。ただし、20歳になったからすぐに切ってしまうというのではなくて、例えば年度末ぐらいまで様子を見ながら一区切りをつけることも多いと思います。

対応の2番目としては、主訴がまだ完全に解決していないけれども、20歳になるので適切な関係機関に引き継ぐという場合もあります。特に少年センターでの相談継続中から並行して関係機関も関わっている場合、例えば私が以前関わっていたケースでも、もう既に並行し

て区の福祉事務所が関わってくださっていたとか、あるいは、これは新宿区ですけれども、軽度の知的障害のある子に対して勤労者・仕事支援センターの就労支援コーディネーターという方も関わってくださっていたケース、こういう方が関わってくださったという場合には、引き継ぎがスムーズにいきます。やはり 20 歳になってからすぐに、さあどこに引き継ごうと探すよりも、やはりその前の段階から、先ほどメルクマールセタがやの方もおっしゃってましたけども、卒業するときになってから急に引き継ぐのではなくて、その前から徐々に関わっていただいたほうが連携はうまくいくと思います。

そういう引き継ぐ先があればいいんですけども、やはり第 3 に一番問題なのは、主訴が未解決にもかかわらず、適切な関係機関が見つからないと、つなぐことができないという場合、結局継続せざるを得ないケースも中にはございます。やはりひきこもりとか、家庭内暴力の関係のケースが多いんですけども、そのようなケースですと、結局その後も抱えざるを得ないこともあります。

こういう場合も、やはり二通りありまして、一つは引き継ぐのに適切な関係機関が見当たらない、見つからないという場合があります。特に、最近 20 歳以上の若者への支援を新たに始めた関係機関、団体が増えてきていて嬉しいことなんですけど、どうも我々のほうがまだそういう新しい機関をしっかり熟知してないという事情も正直言っているとあります。そこはやはりきちんとアンテナを張って、情報を集めなくてはいけないのですけれども、それだけではなくて、例えば今後、若ナビαさんのような、若者の自立支援に関する社会資源の情報に熟知している機関と連携を図りながらやっていくということも必要ではないかと思えます。

それから、もう一つ困るのは、引き継ぎたい機関、あそこに引き継げればいいな、バトンタッチできればいいなという機関もあるけれども、やはり本人がそこに相談に行こうとか、治療を受けようとか、そういう意思がない場合も多々あります。こういう場合、本人がだめでも、まず親の支援だけでもいいからしていただける機関があるとありがたいと、ある少年センターの相談員も申しておりました。先ほどのメルクマールセタがやさんも家族のご相談も受けてくださるとおっしゃってましたけど、そういう機関がなかなか見つからなくて困ることも多いということです。

最終的には、本人も通所して、援助支援を受けられるような形を目指すのがいいのだと思いますけれども、本人をそのように方向づけるためにも、やはり家族への対応をしてくださ

る機関があると、我々も助かりますし、若者の自立支援にとっても非常に欠かせないのではないかと思います。

私からは以上です。

○部会長 わかりました。それぞれいろんな相談の窓口をたくさんつくっておられてということがわかるかなと思います。

今のオブザーバーの皆さんからいただいたお話は大変貴重なので、ここでちょっとご質問やご意見をとるんですが、時間がやや押してまいりまして、次回にというところでもよろしいですかね。今日時間が少し超過しているかと思います。

ですから、皆さんからまたいただいたご意見についての意見交換とか、検討をもっとしていくように工夫してまいりたいと思います。

ただ、ずっとお話しいただいているように自立への取組の状況については、それぞれに少しずつ歩みがあるということがわかってまいりましたので、こういった点も今お話しいただいた貴重なオブザーバーの方々のお話を踏まえて、地域の現場でのこれからの取組を検討していかなければいけないというふうにお聞きして思うところです。

やっぱりネットワークを構築するという点では、皆さんすごく同意されているんですが、私ちょっと聞いていてすごく気になったんですが、ネットワークをやる機関の窓口は誰がやっているんだろうということ。学校でかつてキャリア教育とかで企業と関わろうとしたとき、担当者がいないというようなことがたびたびあった。つまり、いい悪いは別として、プラグを差すところが見えない、プラグインしてないというような問題があったと思うんですが、こういったような問題もネットワーク構築では非常に重要で、先ほど世田谷の例のように、そこをうまく乗り越えていかれるとネットワークがつながるのかなというところがあるというふうに思います。一人一人の支援をしていくためにも、そういった、いわばコーディネーターの役割を意識するということが有効かなということをおもいました。

また、いろいろ区市町村の支援策を今お話しいただいたように、もう既に動いているんだけど、実は我々も十分把握してないなということをお聞きしながらおもいました。つまり、それぞれの部署がやっていることが単体単体で我々の目に飛び込んでいるだけで、一体何が全体として動いているのかということが、実は余り把握をできてないなということで、そういう点で情報の提供とか、あるいは情報の集積という問題がまだ十分じゃないのかなと、逆に今4人の方のお話をお聞きしながら思ったところがございます。こういった点を、この後、再

び議論をしていきたいなというふうに思います。また連携ということの目標はそういった議論の中からのアイデアの積み上げで進んでいくものだと思いますので、次回もこういった具体的取組についての議論を続けたいと思います。

何かこの時点でご意見、ご質問等、どうしてもというのがございましたらいかがでしょうか、委員の皆さん。若干時間は過ぎちゃっているんですが、何かあれば、よろしいですか。大丈夫でしょうか。

では、次回に持ち越させていただいてよろしいでしょうかね、事務局。

ということで、今日は貴重なご発表を井利委員からスタートさせていただいて、本当に4名の方からも貴重なご発表いただいて、ありがとうございます。それぞれの行政の部署の皆さん、どうもありがとうございます。

それでは、最後に次第の5ということで、事務局からのほうのご連絡をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○青少年課長 第5回の若者支援部会につきましては、2月8日木曜日、10時から開催予定してございます。よろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、これで予定より5分ほど過ぎてしまいましたが、今日の会議は終わらせていただきます。また次回、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。